

第1章 電気工事士法の規制内容について

1. 法の目的

電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与すること。

2. 規制対象となる電気工作物

電気工事士法では、次の2つの電気工作物を規制対象物として規定し、これら電気工作物について電気工事の作業に従事するに必要な資格を定めている。

① **一般用電気工作物** (イメージ：一般家庭、商店等の小規模な電気工作物が該当する。)

② **自家用電気工作物のうち最大電力 500kW 未満の需要設備**

(イメージ：中小のビル・工場等の電気工作物が該当する。)

(1) 電気工作物の区分

電気事業法において電気工作物は次のように区分されている。

